

1 地方債とは

地方債とは、地方公共団体が**財政上必要とする資金を外部から調達**することによって負担し、課税権を実質的な担保とした債務で、その**履行が一会計年度（4月1日から翌年3月31日）を超えて行われる**ものをいい、証書借入又は証券発行の形式を有している。

※ 地方公共団体の歳出は、原則として地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならないが、地方債をもってその財源とすることができるものとして、地方財政法（昭和13年法律第109号）や特別法で規定されている。また、起債に当たっての充当率も細かく決められている。

2 地方債の機能

地方公共団体が資金を借り入れる地方債の機能として、次の4点がある。

(1) 財政支出と財政収入の年度間調整

公共施設の建設事業や災害復旧事業など、単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行をすることによって所要資金を調達して、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これに係る**財政負担を後年度に平準化**するという年度間の調整機能がある。

(2) 住民負担の世代間の公平のための調整

将来、便益を受けることとなる**後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かち**ことを可能としている。

このことから、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共公用施設の耐用年数を超えてはならないこととされている。

(3) 一般財源の補完

地方債は、その発行年度について見れば、地方税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保方策として重要な役割を担っている。

(4) 国の経済政策との調整

行政投資の多くが地方公共団体により実施されていることから、国が行う経済政策も地方財政と一体となって行われなければ実効性に乏しいが、地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、その発行量の増減によって事業量を調整することが可能であり、景気対策等において重要な機能を果たしている。

3 地方債と地方交付税

地方交付税とは、「地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。」（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第1条）

財源調整機能 + 財源保障機能

投資的経費を反映させるために、**特定の地方債に係る元利償還金（元金と利子）の一部**について、**基準財政需要額に算入される。**

※ 基準財政需要額とは、あらかじめ決められた地方交付税総額を、全国の地方公共団体に配分するために算定された「理論値」をいう。

施設整備に係る地方債について

1 地方債のメニュー

(1) 公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業)

充 当 率	9 0 %
-------	-------

交付税措置	5 0 %
-------	-------

【概要】

集約化・複合化を行う施設の個別施設計画に位置づけられた集約化又は複合化事業であって、**建物にあっては延床面積が減少するもの**

集約化・複合化による施設の廃止が、集約化施設の廃止が集約化・複合化施設の供用開始から5年以内に行われること。

▼ 複合化のイメージ図



既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備

▼ 集約化のイメージ図



既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備

(2) 緊急防災・減災事業債

充 当 率	1 0 0 %
-------	---------

交付税措置	7 0 %
-------	-------

【概要】

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携しつつ、防災インフラの整備を推進するための地方単独事業を対象とするもの
地域防災計画上の計画が必要となる。

該当施設部分のみが対象となり、面積の按分が必要となる。

(3) 一般単独事業債

充 当 率	7 5 %
-------	-------

交付税措置	なし
-------	----

【概要】

事業債の対象とならない地方単独事業を対象とするもの